

事 務 連 絡  
平成 1 7 年 6 月 1 7 日

各 検 疫 所 御 中

医薬食品局食品安全部監視安全課

### 中国産養殖カンパチ等の取扱いについて

標記については、本年6月15日付け付け食安監発第0615003号により通知したところですが、当該通知中の輸入者から入手する計画書の必要記載事等については下記のとおりとしたので、お知らせするとともに、関係営業者への周知方お願いします。

#### 記

##### 1. 計画書の記載事項

- ・ 中国の製造者又は加工者（生鮮食品の場合はシッパー）の氏名及び住所
- ・ 受入れ予定魚の由来養殖池の名称及び所在地（※）
- ・ 当該養殖池の養殖業者の氏名及び住所（※）
- ・ 国内の営業施設（加工施設）への当該食品の搬入予定日時及び数重量
- ・ 国内の営業施設（加工施設）の営業者の氏名及び住所
- ・ 国内の営業施設（加工施設）の名称及び所在地
- ・ 国内の営業施設（加工施設）における当該食品の加工予定日時及び数重量
- ・ 加工工程（冷凍にあっては、冷凍保管温度及び時間、加熱加工にあっては、加熱時温度及び時間等についての情報を含むこと。）
- ・ 加工後の製品に関する情報（品名、荷姿等）
- ・ 加工後の出荷先の名称及び所在地（※）
- ・ その他、必要と判断した情報

（※は、可能な範囲で記載することとし、その他の項目は、必ず記載すること。）

## 2. 計画書の確認事項

- (1) 加工は、食品衛生法上の「食品の冷凍又は冷蔵業」の営業許可を有する冷凍庫における冷凍処理、又は「そうざい製造業」等営業（飲食店営業等を除く。）許可を有する工場における加熱加工であること。ただし、それ以外の加工を計画する場合については、個別に検疫所業務管理室を通じて当課と協議すること。
- (2) 冷凍処理の場合、食品の中心温度が、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で24時間以上であること。
- (3) 加熱処理の場合、個別に検疫所業務管理室を通じて当課と協議すること。

3. 計画書の確認に当たっては、その写し等でも処理内容等が十分に確認でき、内容に問題なければ、食品等輸入届出済証の交付を行って差し支えないが、その後原本の提出を輸入者に求めること。さらに、生鮮貨物を円滑に通関するために、速やかに計画書を提出するよう、輸入者等関係業者に、事前に十分に周知すること。

4. なお、当該魚に該当するかどうか由来が不明な生鮮品で、輸入者が当該魚と同等の取扱いを行うことを希望する場合には、計画書の提出を求める等、当該魚と同等の取扱いを行うこと。